

令和5年4月

お客さま各位

長 浜 信 用 金 庫

「定期積金（スーパー積金）規定」の改定のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当金庫では満期解約の手続きにご来店いただく必要のない定期積金の取り扱いを開始するのに伴いまして、「定期積金（スーパー積金）規定」を下記のとおり改定いたします。

改定後の規定は、改定前から定期積金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和5年5月22日（月）

2. 主な改定内容

「定期積金（スーパー積金）規定」に以下の条文を追加いたします。

9の2.（満期自動解約処理）

第9条第1項の規定にかかわらず、この積金のうち、積金契約者から「定期積金満期時自動解約・自動入金依頼書」により満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していた場合にかぎり、次のとおり取り扱います。

- ①この積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額について、指定口座に入金されるものとします。
- ②第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動解約され、給付契約金（税引後）の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定口座に入金されるものとします。
- ③自動解約され、指定の口座へ入金された後は、この積金の通帳は無効になります。

3. 本件に関するお問い合わせ

お取引店窓口または、下記連絡先までお問い合わせください。

※長浜信用金庫 ながしん <サポートセンター>

※電話番号 0120-549-808

※受付時間 平日（月曜日～金曜日） 午前9：00～午後5：00

以 上